

総務経済委員会  
令和7年12月5日(金)  
午前9時28分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

田中 和仁	高本 勝次
森下 伸吾	岡 弘悟
田中 博晃	小林 弘
辻本 勉	石橋 英和
中本 正人	

他に 副議長 南出 昌彦

会議に付した事件

1. 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について
2. 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
3. 請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について
4. 報告等(紀の川橋本サマーボール2025の実績報告について)

説明員

副市長	小原 秀紀	危機管理監	大岡 久子
総合政策部長	井上 稔章	政策企画課長	辻本 真吾
地域振興室長	前川 朋久	職員課長	阿瀬 英俊
総務部長	中岡 勝則	財政課長	三嶋 信史
消防長	永井 智之	経済推進部長	三浦 康広
シティコミュニケーション課長	大福 忍	建設部長	石井 隆博
上下水道部長	堤 健	健康福祉部長	犬伏 秀樹
教育部長	岡 一行	会計管理者	兼井 和彦
監査事務局長	岩坪 恭子	選管事務局長	辻本 昌亮

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長	笹山 奨	事務局次長	森本 和也
書記	諸田 泰己		

(午前9時28分 開議)

○委員長(田中和仁君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより、総務経済委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、12月4日の本会議において本委員会に付託された請願第9号、議案第16号、並びに請願第7号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

---

## 1 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金 条例について

○委員長(田中和仁君) 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

職員課職員係長。

○職員課職員係長(守内宏称君) おはようございます。それでは、12月市議会に上程させていただきました橋本市たかつ学びの基金条例に関しての基金の設置について説明させていただきます。よろしく申し上げます。簡単な資料ではございますが、資料をご覧ください。

今回、令和7年10月1日に市民の方から市民満足度の向上のために、職員の研修や資格等の取得助成に活用してほしいとのことで寄附金をいただきました。一時的な活用ではなく、継続的・計画的に職員の人材育成を実施するため基金を設置いたします。寄附金の金額は1,000万円です。すべてを基金に積み立てする予定となっております。研修等の対象者は若手職員です。原則、主査級以下かつ34歳以下を想定していますが、研修の内容や必要な資格の取得者数などによっては、それ以上になることも想定しています。研修

や資格助成の内容ですが、研修については、職員の行動指針を若手職員で作成する研修や接遇研修を予定しています。また、資格助成については、助成が必要な資格を精査し、寄附者の意向に沿った形で助成内容を構築していきます。

以上、簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

○委員長(田中和仁君) 説明説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○副委員長(高本勝次君) 田中委員長。

○委員長(田中和仁君) すみません。ちょっと質問させてください。

研修については、この基金によって新たな研修という意味でしょうか。

それと二点目が、継続的ってということなんで、枯渇した終わるということじゃなくて継続的っていうのを、どういうふうな制度にされる予定ですか。

○副委員長(高本勝次君) 職員課長。

○職員課長(阿瀬英俊君) 研修内容については、これを機に、これまで充実できてなかったような研修を中心に、寄附者の意向も考えながら実施していきたい。特に接遇関係にあたっては、意向もございますので、そういったところを考えていきたいと思っています。

継続的などところってというのは、今回の寄附金を、何と云うか、単年で終わらせるっていうような考えではなくて、複数年にわたってやっていきたい。もともと研修内容ってというのは、本来、必要な研修っていうところを、やっぱりやっていく形になりますので、そういったところでは、予算が枯渇した場合には、当然、予算を計上していくっていうような形になっていこうかと思えます。

以上です。

○副委員長(高本勝次君) 田中委員長。

○委員長(田中和仁君) 継続的っていうのは、これ、基金に対して寄附金を集めていきますよという意味ではなかったですか。

○副委員長(高本勝次君) 職員課長。

○職員課長(阿瀬英俊君) 今現在、寄附金を新たに集めていくっていうところは、今現在考えてはおりません。

○委員長(田中和仁君) ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

## 2 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長(田中和仁君) 次に、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

地域振興室長。

○地域振興室長(前川朋久君) おはようございます。それでは、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について 説明をさせていただきます。

今年度末で指定管理の期限を迎えます橋本市市民活動サポートセンターにつきまして、令和8年度も引き続き、橋本市社会福祉協議会を指定管理者として指定していきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○委員長(田中和仁君) 地域振興室主任。

○地域振興室主任(今山知紀君) おはようございます。初めに、資料の訂正のほうをお願いさせていただきます。

資料3 ページの3の利用者等の推移における表内の一番下の「おはなしサロン」の閲覧者となっている部分を、参加者のほうに訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者の指定について説明いたします。1ページをご覧ください。指定管理者候補の概要について、候補者は前回の指定に引き続き、社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会を選定候補者としております。次に、指定管理候補者の選定理由についてです。社会福祉協議会は社会的信用も厚く、公益的な事業を実施している団体であり、本市においてボランティアセンター事業を長らく展開しております。また、人材育成事業やボランティアのマッチング、コーディネートのノウハウも持っていることから、NPOの育成につながる可能性も期待でき、本市における市民公益活動の活性化も図れるものと考えます。さらに、当該団体は、市民活動サポートセンターに隣接して所在することから、利用者に対し、きめ細やかなサービスが可能になるとともに、平成25年度以降、橋本市市民活動サポートセンターの運営管理業務の受託実績があります。以上のことから、社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会を橋本市市民活動サ

ポートセンターの指定管理候補者として選定いたしました。

次に、施設の概要と、これまでの主な経緯についてです。2ページをご覧ください。市民活動サポートセンターは、保健福祉センターの2階に所在し、パソコンスペースやワークスペース、交流スペースなどがあります。平成25年4月から現在に至るまで、社会福祉協議会の管理のもと事業を実施しています。

次に、利用者等の推移です。3ページをご覧ください。令和5年と令和6年の比較になっております。全利用者数を含め、多くの項目について増加している状況です。夜間利用者数の減少については、主に夜間利用をされている1団体の利用者数の減少が要因と考えられます。次に、利用者満足度についてです。アンケートは、利用者及び利用団体に対して実施しており、接遇・設備・事業内容のすべての項目において90%前後が大変満足・満足に属していることから、これまで同様、概ね皆さんに満足いただいていると思っております。

次に、指定管理による令和5年度、令和6年度の収支の状況です。4ページをご覧ください。収入は、市からの指定管理料とサポートセンターの設備利用による使用料等となっています。支出の主な項目は、人件費や消耗品費、印刷機等の賃借料、保健福祉センターの利用に伴う負担金となっております。

次の5ページからは、令和8年度の事業計画についてです。管理運営方針は、引き続き市民公益活動の総合的な拠点、情報の集積と連携を強化する中核的な拠点を目指すこととなります。サポートセンターは、原則、午前9時から午後5時までの利用ですが、火曜日と木曜日のみ事前予約があれば21時までの夜間利用も可能となっております。職員は、嘱託職員が1名、パート職員が2名の3名体

制で、6ページの(3)の事業にあります情報発信や相談、人材育成のための講座などを実施しています。

次に、8ページをご覧ください。令和8年度の収支予算書になります。人件費が、最低賃金の増加から前年比で100万円程度の増額となっております。また、負担金についても、保健福祉センターの使用負担金の見直しがあり、30万円程度の増額となっております。それらの増加に伴い、市の指定管理料も増額となっている状況です。

最後に、9ページの契約期間を1年間とした理由についてになります。主な理由は、サポートセンター事業の見直しを、この1年間で行いたいと考えていることです。現在、市民と行政がともに地域社会を支える「協働のまちづくり」を推進するため、平成20年3月に策定した「橋本市協働の基本指針」の見直しに取り組んでおります。人口減少や生活様式の変化による地域コミュニティの状況の変化に対応して、今後、「協働のまちづくり」を推進するためには、市民活動の活性化や地域課題の解決を支える中間支援組織である「市民活動サポートセンター」の役割が重要であることが改めて認識されることになりました。こうした現状を踏まえ、支援を必要とする方々へ支援のあり方や、ボランティア活動に関心を持つ方々への情報発信について見直しを行います。これまでの事業に加え、地域との関わりをより一層深めるための具体的な取り組みとして、出張型講座の実施や活動団体の事例調査・その共有を行うなど、新たな支援策について、この1年間で検討を進める計画となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(田中和仁君)説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

岡委員。

○委員（岡 弘悟君）おはようございます。もう全体に関しては一切、質疑ないんですけど。ちょっと細かいと言うか、大まかなことなんですけどね。この指定管理することによって、基本的に行政で行うよりはコストパフォーマンスもいいし、行政にとっても職員さんの数の抑制にもなるんで、指定管理どんどんしていきましょうよって、十五、六年前から指定管理やりだしてるんですけど、もう十五年、もっと前かな、僕、議員なったぐらいのときからやってるんやけど。そこでちょっと気になるのがね、いつも。

この人件費っていうのは、基本的に、先ほど最低賃金が上がったから100万ほど上がってますというお話いただいたんですけども。その考えでいくと、基本的にはその賃金っていうのは、最低賃金べたべたで計算してるっていうことになると思うんです。基本的にね。それ、それまず一点、それがそうかどうかっていうのを教えてください。

○委員長（田中和仁君）地域振興室主任。

○地域振興室主任（今山知紀君）お答えいたします。最低賃金の最低ベースの計算となっております。

○委員長（田中和仁君）岡委員。

○委員（岡 弘悟君）ほかの指定管理も、おそらくそうやってきてると思うんやけど。ここでね、一旦、ちょっと考えてほしいのは、働き方改革とか、今、物価高騰とか、いろんな話が出てきてる中でね、自分たちが仕事を出して、最低賃金べたべたでさせなあかんっていう予算を組んでるってどうなんやろって、僕、感じるんですよ。逆に言うとね、行政がやったら、まあ言うたら、コストパフォーマンスも悪いから民間に出すっていう考え方は、もちろんそれでいいと思うんです。それはそれでね。ただ、出した相手にはべたべたでやれと、ちょっと強引すぎませんって、僕は思うんですよ。変な話、行政がやる割合

で、指定管理でどれだけ安くなるか、どれだけのコストパフォーマンスがあるかっていうのを、やはり行政っていうのは求めていかなあかんけど、べたべたでやれてっていうのは、やはりちょっと問題があると思う。

ということは、例えば、行政のコストパフォーマンスよりも15%安くなりますよとか、20%安く、特にこういう非営利ですやんか、基本的に言うたら、営利を求めてませんよねっていう部分についてはね、やはりどれだけの削減率を求めていくかっていう考えを持っとかなあかんと思うんですよ。安けりゃええっていう話じゃないと思う。だから、自分たちがやったらこんなけ高いのに、相手には安く働けっていうふうにししか見えないので、こういった非営利を求める指定管理については、行政はどこまでのコストカットを進めて、むちゃくちゃなコストカット要らないと思うんですよ、僕、正直な話ね。ある程度のコストカットを求めるうえで、どれぐらいの人件費を捻出できるかっていうのも計算して指定管理料を計算してあげないと、これから働く人いなくなりますよ、こういうところで。結局、そういう話になってきてるじゃないですか、今現状ね。人がいない、人がいないっていう。もちろん、3Kってちょっと言葉悪いですけど言われる現場ではないとは思いますが、事業内容にもよるけども、やはりその辺っていうのは、これから考慮していくべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（田中和仁君）地域振興室長。

○地域振興室長（前川朋久君）お答えします。そういうこともあると思いますので、指定管理期間っていうのが、この1年となっておりますので、そういうところも踏まえて、1年間検討していければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田中和仁君）岡委員。

○委員（岡 弘悟君）よろしくお願ひいたします。これ、指定管理全般について言えることなんで、まあ、今ね、副市長もいらっしやいますし、井上部長もいらっしやるんで、もう一回、行政の中で考えてもらえませぬ。非営利に関しては、どれぐらいのコストカットをしていったらいいのか、安けりゃいいっていう話でやるんやったら、そらそれでいいんですけど。でも、そうなってくると、自分たちはね、自分たちやったら高つくから安働けよっていうふうにししか見えてこないっていうのも具合が悪いんで、どの辺のコストカットをしていくかっていうのも一回、行政的に考えてもらえます。これもう要望で結構なんで、時間かかると思いますが、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（田中和仁君）ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中博晃君）選定理由の説明の中で、NPOの育成につながる可能性とか、ボランティアとNPOのコラボっていうのがあるんですけども。もう、十二、三年かな、今、指定管理してきた中で、一体どれぐらいのNPOができたりとか、コラボしてきたっていうのが、もし分かればお願ひいたします。

○委員長（田中和仁君）地域振興室長。

○地域振興室長（前川朋久君）実際のコラボしてる数っていうのは、今現在で把握してありませんので、また、後ほどでいいですかね。また議員のほうに提出させていただきます。育成の形ですね、わかりました。

○委員長（田中和仁君）ほかにありませんか。

中本委員。

○委員（中本正人君）3ページの利用者等の推移について、ちょっとお伺いしたいんですけども。令和6年度、全利用者1,000人から増えてるっていうことで、これはこれで喜ばしいことやとは思いますが、問題は、

夜間の利用者、令和6年度は167人、この数字を見たときに、夜間の利用者っていうのは、夜間利用っていうのは、しなくてはいけないもんかなど。167って、年間あまりにも少ないんじゃないのかと思いますけど、この辺をどのように考えておるんですか。

○委員長（田中和仁君）地域振興室主任。

○地域振興室主任（今山知紀君）お答えさせていただきます。令和6年度、167名という数にはなっておりますが、一定数利用されている方がいることから、夜間利用については継続的に必要かと考えております。

○委員長（田中和仁君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ご異議がありませんので、本案は原案原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 3 請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について

○委員長（田中和仁君）次に、請願の審査に入ります。請願7号の紹介議員は、岡本 喜好議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり会議規則第142条第1項の規定により紹介議員の岡本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第7号「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願についてを議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について、説明願います。

岡本議員。

○紹介議員(岡本喜好君) おはようございます。今回につきましては、「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願書として紹介議員として出させていただきます。要旨につきましては、お手元の資料をご覧ください。

本来、今、現行ではですね、刑法92条「外国国章損壊罪」というものが定められております。この構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することとなっています。これにつきましては、本旨は、外交への悪影響を避けるために定めているので、自国の国旗についての条文がなかったのは当然でございます。当然のこととして、日の丸を自分で損壊するような人は日本国民にいないという前提のもとで、現行法がなされております。

しかしながら、先の衆議院選挙と参議院選挙、見てのとおりですね、一部保守を自認する候補者、もしくは、保守系の政党の政治活動等においてですね、日本国旗をバツテンをしたりだとか、そういう侮辱を加える目的ですね、そういう政治活動が見られることがありました。そういう事実をもってですね、日

本国の国旗を損壊汚損する事例が存在するというところでございます。

「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されてのことでございますが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況であろうというふうに考えております。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もございしますが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられません。つきましては、委員各位のご理解のもと、本請願を通していただくようお願いを申し上げます。

なお、様々な論点がある中で、質問があるとは思いますが。まず、国籍なく処罰対象かということなんですけども、日本国内において日本人・外国人ともに、日本国内でそういう行為を行うときについては、処罰対象とするというような、すみません。前提として、今回、参政党が今、議案出しています。そして、次の国会で自民党さんと維新さんも同様の法案を出す予定になっております。このことが前提でございます。今回は、参政党の法案に基づいて参議院の法制局と示し合わせたことを確認いたしました。まず、質問としては国籍関係なく処罰対象かとしたときは、処罰対象ですと、損壊の定義がなく曖昧ってということにつきましては、侮辱を加える目的でということですね。例えば、漫画の中に日本国の国旗をちょっと損壊するような表現っていうのは、表現の自由だろうということ、そういうことについては含まないというような考え方でございます。あとは、表現の自由と認めているのかということで、これにつきましては、基本的には外国の国旗

の損壊と同等の扱いで対象としますという  
ような考え方で、外国しかない旗の損壊に対  
しての日本国まで広げましょうと、そういう  
ような趣旨でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長(田中和仁君)説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

暫時休憩いたします。

(午前9時53分休憩)

(午前10時07分再開)

○委員長(田中和仁君)再開いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君)質疑がありませんの  
で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方あり  
ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君)討論がありませんの  
で、討論を終結いたします。

これより、請願第7号「日本国国章損壊  
の罪」の早期制定を求める請願についてを  
採決いたします。

本件は採択すべきものと決することに賛  
成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(田中和仁君)起立少数であります。

よって、請願第7号は、不採択とすべきも  
のと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査  
は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と  
副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

○委員長(田中和仁君)ご異議がありません  
ので、私と副委員長において作成いたします。

地域振興室長。

○地域振興室長(前川朋久君)先ほど答弁漏  
れあったところだけ回答させていただきます。

法人格を有しているNPOの新規団体数  
は6件となっております。それと、マッチン  
グ数に関しましては、平成28年度から現在  
まで396件のマッチング数があります。

以上です。